

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2024年11月29日

**【会社名】** 株式会社プラコー

**【英訳名】** PLACO CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 古野 孝志

**【本店の所在の場所】** 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

**【電話番号】** 048(798)0222

**【事務連絡者氏名】** 総務部部长 山崎 正彦

**【最寄りの連絡場所】** 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

**【電話番号】** 048(798)0222

**【事務連絡者氏名】** 総務部部长 山崎 正彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社プラコー名古屋支店  
(愛知県名古屋市名東区香流一丁目823番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年11月15日付けで金融商品取引法第24条の5第4項及び第6号の2の規定に基づき提出いたしました臨時報告書の記載事項で一部変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、これを訂正するため本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

#### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

##### (3) その他の株式交換契約の内容

株式交換契約書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

### 第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年12月16日とする。但し、本株式交換の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

(訂正後)

### 第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年12月27日とする。但し、本株式交換の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。